

A案とB案の組合せ案における対象犯罪の公訴時効期間

○ 刑法犯

罪 名	罰 条	法定刑	公訴時効 期間	刑の時効 期間 (最長)	甲案	乙案
自動車転覆等致死	第126条第3項	死刑・無期	25年	30年	廃止	廃止
往来危険による 自動車転覆等致死	第127条	同上	25年	30年	廃止	廃止
水道毒物等混入致死	第146条	死刑・無期 懲役5年以上	25年	30年	廃止	廃止
強盗殺人	第240条後段	死刑・無期	25年	30年	廃止	廃止
強盗致死	第240条後段	死刑・無期	25年	30年	廃止	廃止
殺人	第199条	死刑・無期 懲役5年以上	25年	30年	廃止	廃止
強制わいせつ等致死	第181条第1項	無期 懲役3年以上	15年	20年	30	25
強姦等致死	第181条第2項	無期 懲役5年以上	15年	20年	30	25
集団強姦等致死	第181条第3項	無期 懲役6年以上	15年	20年	30	25
ガス漏出等致死	第118条第2項	懲役3年以上	10年	15年	20	15
往来妨害致死	第124条第2項	懲役3年以上	10年	15年	20	15
浄水汚染等致死	第145条	懲役3年以上	10年	15年	20	15
特別公務員職権濫用等致死	第196条	懲役3年以上	10年	15年	20	15
傷害致死	第205条	懲役3年以上	10年	15年	20	15
危険運転致死	第208条の2	懲役1年以上	10年	15年	20	15
不同意墮胎致死	第216条	懲役3年以上	10年	15年	20	15
遺棄等致死	第219条	懲役3年以上	10年	15年	20	15
逮捕等致死	第221条	懲役3年以上	10年	15年	20	15
建造物等損壊致死	第260条後段	懲役3年以上	10年	15年	20	15
自殺関与及び同意殺人	第202条	懲役・禁錮7年以下	5年	10年	10	7
自動車運転過失致死	第211条第2項	懲役・禁錮7年以下 罰金100万円以下	5年	10年	10	7
業務上過失致死	第211条第1項	懲役・禁錮5年以下 罰金100万円以下	5年	10年	10	7
同意墮胎致死	第213条	懲役3月以上5年以下	5年	10年	10	7
業務上墮胎致死	第214条	懲役6月以上7年以下	5年	10年	10	7
過失致死	第210条	罰金50万円以下	3年	3年	3	3

A案とB案の組合せ案における対象犯罪の公訴時効期間

○ 特別法犯

罪 名 (法 律 名)	罰 条	法定刑	公訴時効 期間	刑の時効 期間 (最長)	甲案	乙案
決闘による人の殺害(決闘罪 二関スル件)	第3条	死刑・無期 懲役5年以上	25年	30年	廃止	廃止
航空機強取等致死(航空機の強 取等の処罰に関する法律)	第2条	死刑・無期	25年	30年	廃止	廃止
航行中の航空機の墜落等致 死(航空の危険を生じさせる 行為の処罰に関する法律)	第2条第3項	死刑・無期 懲役7年以上	25年	30年	廃止	廃止
組織的な殺人(組織的な犯 罪の処罰及び犯罪収益の規 制等に関する法律)	第3条第1項第3号	死刑・無期 懲役6年以上	25年	30年	廃止	廃止
人質殺害(人質による強要行 為等の処罰に関する法律)	第4条	死刑・無期	25年	30年	廃止	廃止
船舶強取・運行支配等致死(海 賊行為の処罰及び海賊行為へ の対処に関する法律)	第4条第1項	死刑・無期	25年	30年	廃止	廃止
業務中の航空機の破壊等致 死(航空の危険を生じさせる 行為の処罰に関する法律)	第3条第2項	無期 懲役3年以上	15年	20年	30	25
高速自動車道の効用阻害等 による自動車転覆等致死(高 速自動車国道法)	第27条第2項後段	無期 懲役3年以上	15年	20年	30	25
事業者用自動車転覆等致死 (道路運送法)	第101条第2項後段	無期 懲役3年以上	15年	20年	30	25
往来危険による事業用自動車 の転覆等致死(道路運送法)	第102条	無期 懲役3年以上	15年	20年	30	25
流通食品への毒物混入等致死 (流通食品への毒物の混入等 の防止等に関する特別措置法)	第9条第2項	無期 懲役1年以上	15年	20年	30	25
危険物の漏出等致死(消防 法)	第39条の2第2項	懲役7年以下 罰金500万円以下	5年	10年	10	7
業務上の過失による危険物 の漏出等致死(消防法)	第39条の3第2項	懲役・禁錮5年以下 罰金300万円以下	5年	10年	10	7
消防活動妨害致死(消防法)	第40条第3項	懲役・禁錮5年以下 罰金100万円以下	5年	10年	10	7
有害物質の排出による公衆の 生命又は身体危険致死(人の健 康に係る公害犯罪の処罰に關 する法律)	第2条第2項	懲役7年以下 罰金500万円以下	5年	10年	10	7
業務上過失による有害物質の 排出による公衆の生命又は身 体危険致死(人の健康に係る公 害犯罪の処罰に関する法律)	第3条第2項	懲役・禁錮5年以下 罰金300万円以下	5年	10年	10	7
生殖不能目的手術等致死 (母体保護法)	第34条後段	懲役3年以下	3年	10年	10	3